千曲市商工業助成事業 申請の手順

１．事業認定申請書の提出（事業者様 → 市）

- ◆ 申請に必要な添付書類は、申請書の下部に記載してあります。チェック欄に「✔」をつけて漏れの無いようにご提出ください。
- ◆ 申請書は助成事業に着手する前に提出してください。
- ◆ 特別な理由がある場合は、着手後１年以内であれば申請を受け付けることができますが、その場合は「遅延理由書」を添付してください。

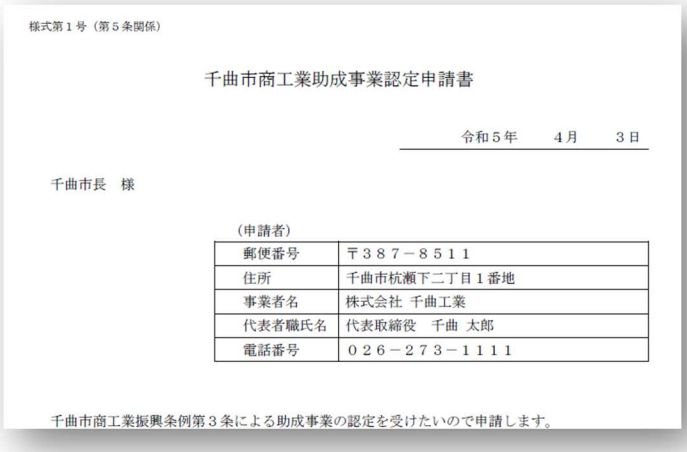

様式第１号（第５条関係）

千曲市商工業助成事業認定申請書

令和５年　４月　３日

千曲市長　様

（申請者）

郵便番号	〒３８７－８５１１
住所	千曲市杭瀬下二丁目１番地
事業者名	株式会社 千曲工業
代表者職氏名	代表取締役　千曲 太郎
電話番号	０２６－２７３－１１１１

千曲市商工業振興条例第３条による助成事業の認定を受けたいので申請します。

２．事業認定通知書の送付（市 → 事業者様）

- ◆ 提出いただいた書類を審査し、助成要件を満たしている場合、市から認定通知書を送付します。
- ◆ 助成金の交付申請時及び請求時に必要となりますので、保管をお願いします。
- ◆ 事業認定の審査には、概ね一週間程度かかります。

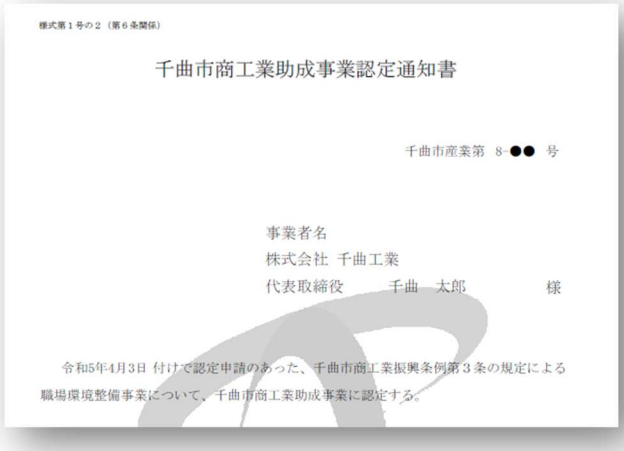

様式第１号の２（第６条関係）

千曲市商工業助成事業認定通知書

千曲市産業第 8-●● 号

事業者名
株式会社 千曲工業
代表取締役　千曲　太郎　様

令和5年4月3日 付けで認定申請のあった、千曲市商工業振興条例第３条の規定による職場環境整備事業について、千曲市商工業助成事業に認定する。

※　助成事業を変更・中止する場合には

◆ 助成事業認定後、事業の内容に大幅な変更（総事業費の３割を超える金額の変更等）がある場合や、事業を中止する場合には、「千曲市商工業助成事業変更（中止）届出書」を提出してください。

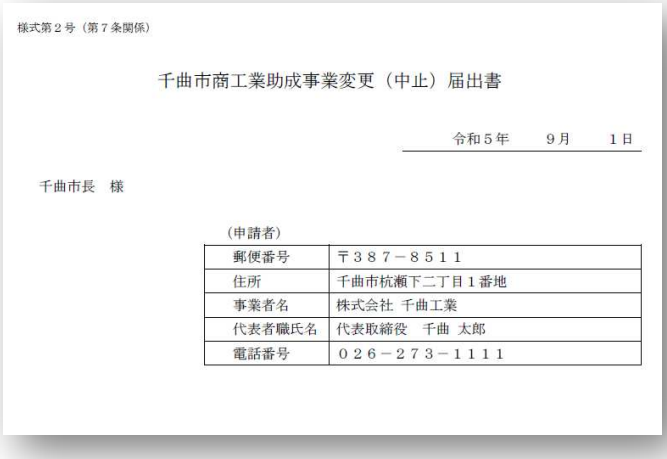

様式第２号（第７条関係）

千曲市商工業助成事業変更（中止）届出書

令和５年　９月　１日

千曲市長　様

（申請者）

郵便番号	〒３８７－８５１１
住所	千曲市杭瀬下二丁目１番地
事業者名	株式会社 千曲工業
代表者職氏名	代表取締役　千曲 太郎
電話番号	０２６－２７３－１１１１

３．助成金交付申請書及び事業完了報告書の提出

（事業者様 → 市）

◆ 助成対象の事業完了後、必要な添付書類とともに提出してください。

◆ 必要書類については、申請書及び完了報告書の下部に記載してありますのでご確認ください。

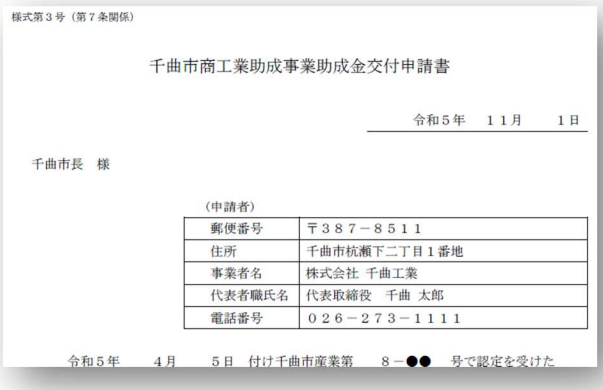

様式第３号（第７条関係）

千曲市商工業助成事業助成金交付申請書

令和５年　１１月　１日

千曲市長　様

（申請者）

郵便番号	〒３８７－８５１１
住所	千曲市杭瀬下二丁目１番地
事業者名	株式会社 千曲工業
代表者職氏名	代表取締役　千曲 太郎
電話番号	０２６－２７３－１１１１

令和５年　４月　５日　付け千曲市産業第　８－●●　号で認定を受けた

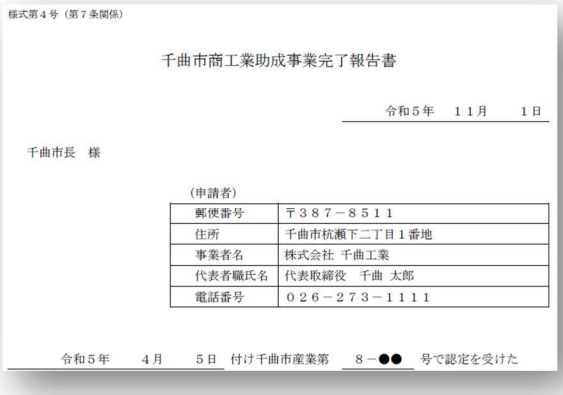

様式第４号（第７条関係）

千曲市商工業助成事業完了報告書

令和５年　１１月　１日

千曲市長　様

（申請者）

郵便番号	〒３８７－８５１１
住所	千曲市杭瀬下二丁目１番地
事業者名	株式会社 千曲工業
代表者職氏名	代表取締役　千曲 太郎
電話番号	０２６－２７３－１１１１

令和５年　４月　５日　付け千曲市産業第　８－●●　号で認定を受けた

４．助成金交付決定通知書の送付（市 → 事業者）

- 提出いただいた書類を審査し、内容に問題がなければ市から交付決定通知書を送付します。
- 助成金の請求時に必要となりますので、保管をお願いします。
- 交付決定の審査には、概ね一週間程度かかります。

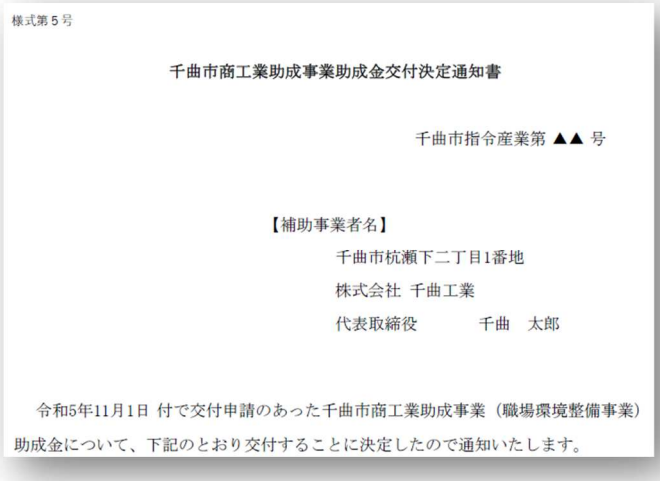

様式第５号

千曲市商工業助成事業助成金交付決定通知書

千曲市指令産業第 ▲▲ 号

【補助事業者名】
千曲市杭瀬下二丁目1番地
株式会社 千曲工業
代表取締役　　千曲　太郎

令和5年11月1日 付で交付申請のあった千曲市商工業助成事業（職場環境整備事業）助成金について、下記のとおり交付することに決定したので通知いたします。

５．助成金交付請求書の提出（事業者様 → 市）

- 交付決定通知書が届いた後、助成金交付請求書を提出してください。
- 請求書には押印が必要となります。
- 申請者欄の代表者職氏名については、役職名も必ず記載してください。
- 市の支払規程により、助成金の支払いは請求日から 14 日以内となっています。支払手続に概ね一週間程度かかりますので、請求日は請求書の提出日を記載してください。

様式第１号（第５条関係）

千曲市商工業助成事業助成金交付請求書

令和５年　１１月　７日

千曲市長　様

（申請者）

郵便番号	〒３８７－８５１１
住所	千曲市杭瀬下二丁目１番地
事業者名	株式会社 千曲工業
代表者職氏名	代表取締役　千曲 太郎　㊞
電話番号	０２６－２７３－１１１１

令和５年　４月　５日 付け千曲市産業第　８－●● 号で認定され、

令和５年　１１月　６日 付け千曲市指令産業第　▲▲ 号で交付決定

６．補足事項

- ◆ 各書類の書き方については、別紙の「記載例」をご覧ください。
- ◆ 申請書に添付する書類は、すべてコピーで結構です。
- ◆ 申請書類の提出は、メール添付でも結構です。なお、メールで提出する場合は、件名に【千曲市商工業助成金】と記載してください。
- ◆ 各助成事業は、予算の範囲内で実施しています。予算額の上限に達した場合には、年度の途中で助成事業を中止することがありますので、ご承知おきください。

７．書類の提出先

- ◆ 窓口持参の場合　千曲市役所３階 商工課
- ◆ 郵送の場合　〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目１番地 千曲市役所商工課
- ◆ e-mail の場合　sangyo@city.chikuma.lg.jp

８．お問い合わせ先

- ◆ 電話番号　026-273-1111 内線 3302